

議案第 57 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

市川市長　　村　越　　祐　民

市川市条例第　　号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 第 1 項中「6,000 円」を「16,000 円」に改め、同条第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「17,000 円」を「27,000 円」に、「6,000 円」を「16,000 円」に改め、同項第 2 号中「17,000 円」を「27,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　令和 2 年 4 月 1 日の前日において改正前の第 10 条の 3 の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、同月 1 日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のい

ずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、同日から令和3年3月31日までの間、改正後の第10条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の第10条の3第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の第10条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

理　　由

人事院勧告等を踏まえ、一般職の職員の住居手当の改定を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。